

選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、大豊町議会議員及び大豊町長の選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

【1 共通事項】

Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。(印影など一部非開示部分あり)

Q 5 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

A 候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面で締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。

【2 自動車の借入れ】

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者 1 人につき 1 台です。

Q 2 選挙運動用自動車として 2 台借りることはできますか。この場合、2 台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者 1 人につき 1 台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として 1 台、事務所の連絡用に 1 台借りる予定ですが、2 台とも公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分のみです。

Q 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 レンタカー業者からスピーカーを備えた車両を借りた場合、レンタル代金は全て公費負担の対象になりますか。

A 一般的に顧客に対して行われる車両賃貸借契約に含まれる費用であれば、限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 6 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q 7 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 8 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（15,800円を超える場合は、15,800円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 9 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の性質上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 10 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q 11 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q 12 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転

手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

Q 1 3 レンタカー業者から選挙運動用自動車として、様々な装備品のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っています。この場合オプション等の附帯料金は公費負担の対象になりますか。

(例) 附帯料金

・ 免責保険料 (任意保険)	1,200円/日
・ 特別装備料 (予備バッテリー)	1,500円/日
・ 装備品使用料 (ルーフキャリア)	1,300円/日
・ 保険補償以外のサービスに係る保険料	500円/日

A 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届出をしている「基本料金」には、車両本体と保険補償(対人、対物等の保険)の料金が含まれています。

したがって、上記事例のように別途免責補償料を任意で契約し、支払う場合や看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の附帯料金は、公費負担の対象とはなりませんので、契約に含まれる場合には、契約書上に内訳を記載するか、契約内容の内訳明細書が必要となります。

【3 燃料の供給】

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額(7,560円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されている必要があります。

【4 運転手の雇用】

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転してない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外 の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

A 公職選挙法 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法 抜粋

（文書図画の頒布）

第 142 条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

（1）～（6） 略

（7）町村の選挙にあっては、長の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 2,500 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 5,000 枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 1,600 枚

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

- A
- 枚数…町長選挙 5,000 枚以内、町議会議員選挙 1,600 枚以内
 - 種類…2 種類以内
 - 規格…長さ 29.7 cm × 幅 21 cm（A4 版以内） 両面印刷が可能
 - 記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
 - 証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

A 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込による頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象ではありません。

Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q 5 選挙事務所の表示用や個人演説会用のポスターは公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象となりません。

Q 6 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度があります。公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)

ア	条例の限度枚数	84枚	イ	条例の限度単価	1,121円
ウ	実際の作成枚数	90枚	エ	実際の作成単価	900円

計算方法

- ・（公費負担の対象枚数）⇒枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
アまたはウの少ない方⇒ 84枚 (A)

【正しい計算方法】

- ・（公費負担の対象単価）⇒単価について、条例の限度と実際の単価を比較
イまたはエの少ない方⇒ 900円 (B)

- ・（公費負担額）⇒枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。

(A) (B)

84枚×900円＝75,600円（正しい請求金額）

【誤った計算方法】

「限度枚数（84枚）×限度単価（1,121円）」で算出される額『94,164円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数ウと実際の作成単価エを掛け合わせて算出した。

ウ エ

90枚×900円＝81,000円（誤った請求金額）